

鳥取県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	訪問看護ステーション よなご中央	米子市茶町25	平成20年9月 30日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	介護予防訪問看護ステーション よなご中央	米子市茶町25	平成20年9月 30日